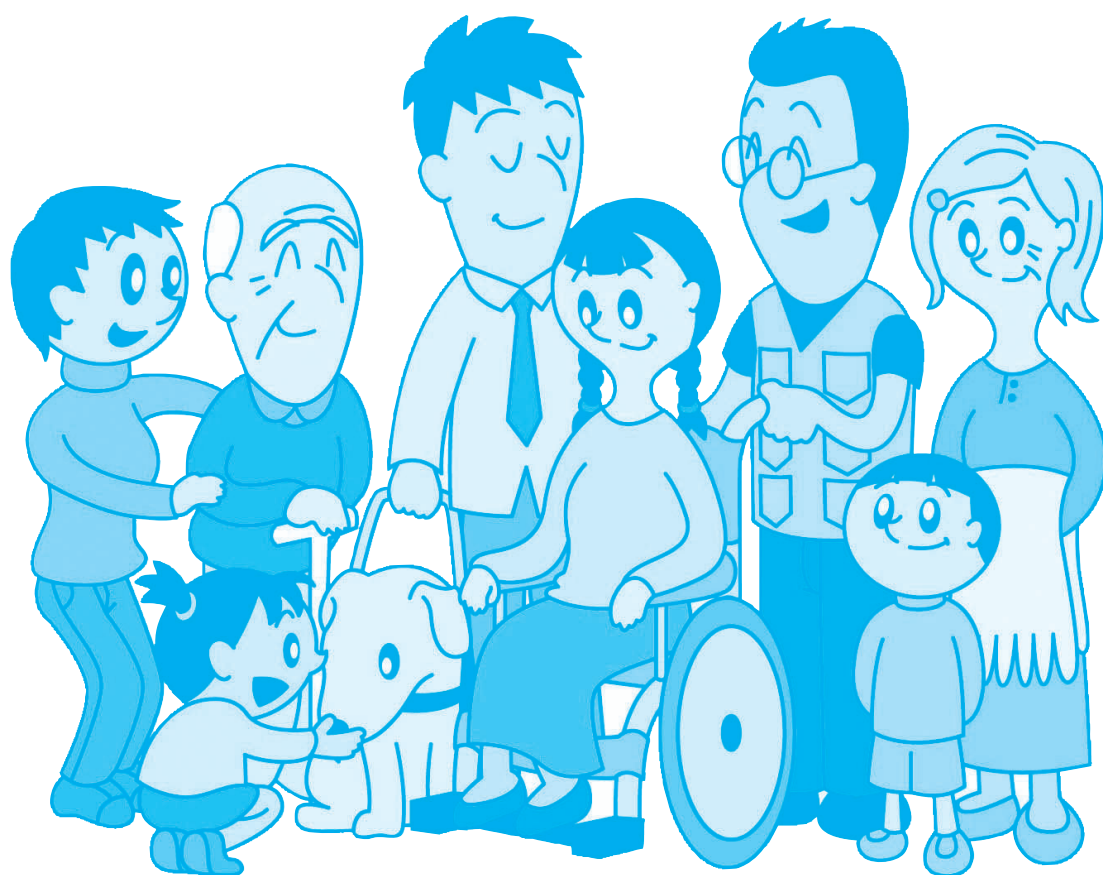


七戸町男女共同参画基本計画

心と心をつなぐ思いやりのある暮らし



平成21年3月

青森県七戸町

男女共同参画社会の実現をめざして

少子高齢化の進展、産業・就業構造の変化、価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中で、誰もが性別にとらわれることなく、互いにその人権を尊重し合い個性や能力を存分に発揮し、喜びも責任も共に分かち合っていくことができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国にとっての重要課題として位置づけられ、その実現に向けては、国、地方公共団体がそれぞれの役割を果たしながら連携し、総合的に進めていくことが求められています。

国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、平成17年12月に「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しています。

また、県においては、平成12年12月に「あおもり男女共同参画プラン21」を策定（平成14年6月改訂）、平成13年7月に「青森県男女共同参画推進条例」を制定するなど、その取り組みが進められています。

当町は、平成18年7月に策定された「七戸町長期総合計画」の中で「男女共同参画活動の支援」を施策の一つとして掲げ、町が設置する各種審議会等の女性委員の比率の向上に取り組み女性の社会参加を促すと共に、男性の意識の高揚を図ることも必要と考えています。このような背景の中で、このたび、町行政が取り組むべき施策の方向を示す指針として「七戸町男女共同参画基本計画」を策定しました。

町では、この計画に基づき今後、積極的な施策の推進に努力をしていますが、男女共同参画社会の実現のためには、行政だけでなく、町民のみなさま一人ひとりのご理解とご協力が必要となりますのでよろしくお願いいたします。

最後に、七戸町男女共同参画基本計画策定にあたりご意見を頂きました方々に心より感謝申し上げます。

七戸町長 福土 孝衛

目 次

計画策定の趣旨	1
基本理念	1
計画の性格	1
計画の期間	1
計画の推進及び推進体制	1
七戸町男女共同参画基本計画の体系図	2
【基本目標Ⅰ】男女共同参画社会に向けた意識づくり	3
基本施策1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革	4
基本施策2 多様な選択を可能にする教育と学習の充実	5
基本施策3 国際社会の理解や地球環境問題への男女共同参画の推進	6
【基本目標Ⅱ】男女共同参画ができる環境づくり	7
基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	8
基本施策2 職場における男女共同参画の促進	9
基本施策3 農林業、自営業における男女共同参画の促進	10
【基本目標Ⅲ】健やかで安心して暮らせる生活づくり	11
基本施策1 仕事と家庭の両立支援（ワークライフバランス）	12
基本施策2 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	13
基本施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	14
基本施策4 生涯を通じた男女の健康支援	15
基本施策5 外国人女性への支援	16
参考資料	
担当課事業概要	18
七戸町男女共同参画基本計画策定までのながれ	26
七戸町男女共同参画基本計画策定委員	27
男女共同参画社会基本法	28
青森県男女共同参画推進条例	35

計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」の中で、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の日本において最重要課題として位置づけられており、国・県・市町村がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが必要です。

男性や女性に関係なく一人ひとりが持っている個性を大切にしながら、パートナーを思いやり、家庭や地域、職場などさまざまな場面で共に支え合い安心して暮らせるまちづくりをめざして「七戸町男女共同参画基本計画」を策定しました。

基本理念

「心豊かで思いやりのある男女共同参画社会の実現をめざして」

町民一人ひとりが、お互いを尊重しあい性別に関係なく心豊かな生活を送るためには、相手を思いやるやさしい心を持つことがとても重要であり、そのことがみんなの幸せにつながります。この基本理念に基づき、町では男女共同参画社会の実現をめざします。

計画の性格

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、町が取り組むべき具体的な目標と施策を明らかにするものです。

策定にあたっては、「男女共同参画社会基本法」及び国の行動計画である「男女共同参画基本計画（第 2 次）」並びに県の「新あおもり男女共同参画プラン 21」及び七戸町長期総合計画との整合性を図りました。

計画の期間

平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画の進捗状況、社会情勢の変化を考慮し必要に応じて見直しを行うものとしします。

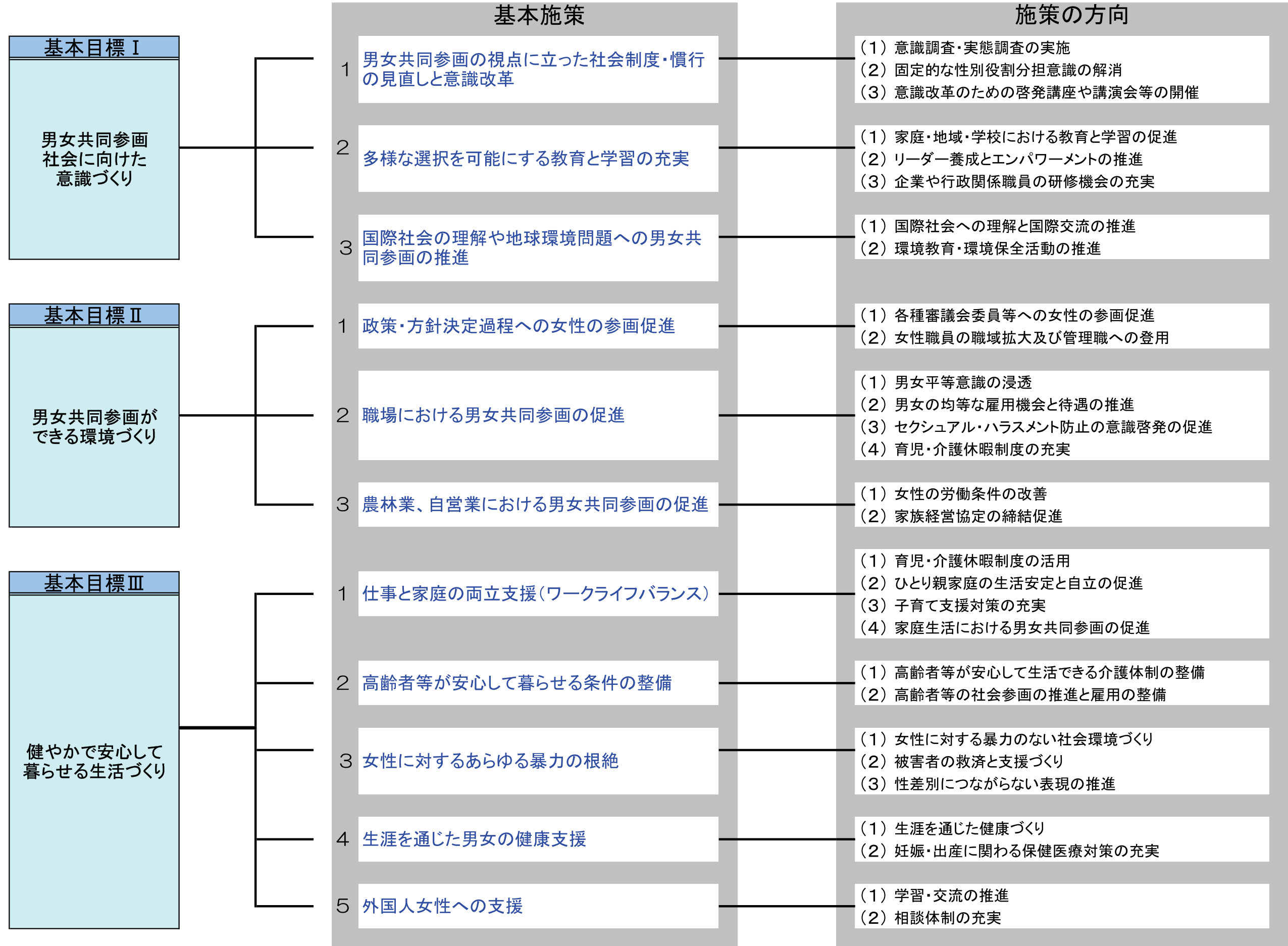
計画の推進及び推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて役場内の総合的な推進体制の強化はもとより、町民一人ひとりの理解と協力が必要です。町民と行政がお互いに連携しながら計画を推進するよう努めます。また、国や県をはじめ関係機関、団体との連携を図りながら計画を推進していきます。

七戸町男女共同参画基本計画の体系図

【基本理念】

心豊かで思いやりのある男女共同参画社会の実現をめざして



基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会^(注1)を実現するためには、あらゆる分野における制度や慣行を見直すとともに、町民の意識改革が必要です。

性別や世代にとらわれない男女の多様な活動イメージを社会に浸透させるためには、一人ひとりの固定的な性別役割分担意識^(注2)を変えて今までとは違う姿を積極的に発進していくことが大切です。

一人ひとりの意識改革、社会全体における機運の醸成を図るため、男女共同参画に関する調査、情報の収集の充実を図り、町民に向けた幅広い啓発活動を進めます。



基本施策

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革
- 2 多様な選択を可能にする教育と学習の充実
- 3 国際社会の理解や地球環境問題への男女共同参画の推進

(注1) 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けことができ、また、ともに責任を担う社会のことをいいます。

(注2) 固定的な性別役割分担意識とは

「男は仕事、女は家庭」に表されるように、性別によって適した役割や能力、活動する分野があり、それを分担し合うのが自然だとする固定観念をいいます。

基本施策
1

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

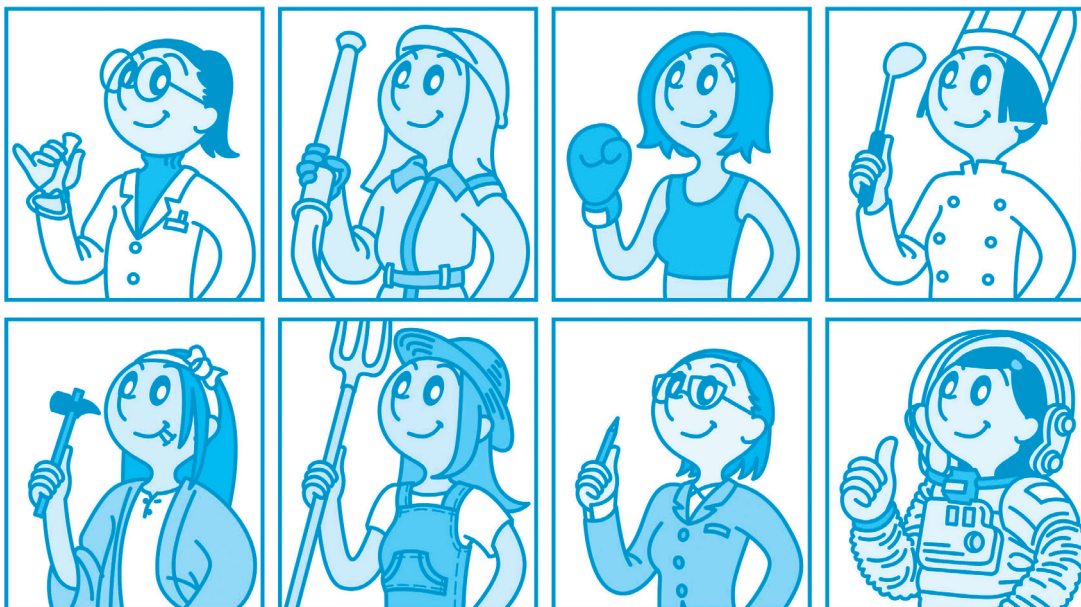
男女がともに自立した人間として、社会のあらゆる分野に参画し、自分の持っている力を発揮することは、住み良い社会を形成していくために欠くことのできないことです。

固定的な性別役割分担意識が根強くあることが、女性の社会参加や能力開発を拒み、また、男性の家庭や地域への参画を制限しています。

社会を支える一人としての自覚と責任を持ち「男は仕事」「女は家庭」などといった今までの社会習慣の見直しを進めなければなりません。

◆施策の方向◆

- (1) 意識調査・実態調査の実施
- (2) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (3) 意識改革のための啓発講座や講演会等の開催



基本施策
2

多様な選択を可能にする教育と学習の充実

男女の人権が尊重された社会づくりに向け、町民一人ひとりが男女平等意識を持つことが重要です。そのためには、生涯を通じてさまざまな場・機会に応じた教育・啓発が求められます。

特に、人格の基礎となる幼児教育や学校教育は男女平等意識を醸成するうえで大きな影響力があると考えられます。無意識のうちに「男だから」「女だから」など性別による固定的な教育が行われることがありますが、性別よりも個々の適正や能力を尊重した教育を進める必要があります。

子どもが「男らしく」「女らしく」ではなく、自分らしく生きることができるよう、学校教育と平行して、子育て期の親に対する啓発に取り組み、意識の向上を図ります。

◆施策の方向◆

- (1) 家庭・地域・学校における教育と学習の促進
- (2) リーダー養成と女性のエンパワーメント^(注3)の推進
- (3) 企業や行政関係職員の研修機会の充実

(注3) エンパワーメントとは

「力をつける」という意味で、経済的に自立する力、政治や経営に参画する力、国際社会で活躍する力など様々な場面で女性が判断力や行動を培い、蓄えることをいいます。これまで、政策決定や意思決定の面で十分に力を出せない状態にあった女性一人ひとりが、潜在的に持っている自分の力を自覚し、それを伸ばすことにより、様々な分野で力を発揮していくことをいいます。

基本施策
3

国際社会の理解や地球環境問題への男女共同参画の推進

国際的視野をもって国際交流を進めるためには、お互いを人種や国籍などによらず、個人として尊重すること、そして異なる文化や多様な価値観を認め、尊重する姿勢を持つことが大切です。

国際的な問題への理解を深め視野を広めるために、国際交流に関する情報を提供し、国際化に対応したまちづくりを推進していくことが必要です。

また、私たちの豊かで便利な生活は、資源やエネルギーなど大量消費をすることで地球環境に負荷をかけてきました。このことは町だけの問題ではなく、地球環境問題としても取り組んでいかなければなりません。そのため、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄などのライフスタイルの見直しや環境教育等、環境分野においても男女が共に取り組む必要があります。



◆施策の方向◆

- (1) 国際社会への理解と国際交流の推進
- (2) 環境教育・環境保全活動の推進

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

働くことは、一人の人間として自らの能力を開花させ、経済的にも精神的にも自立し、充実した人生を送るための基本的な権利の一つといえます。

近年、価値観の多様化により、女性も就労を希望する人が増えてきており、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の改正など、男女が共に働くための法的な整備は進んできました。しかしながら、職場での男女差がまだまだ残っています。

また、家庭での役割を性別で固定的に決めてしまう意識があると、女性は働くことに加えてさらに家事、育児、介護も担わなければならないなど、多くの負担を抱えてしまうことになります。

その結果、望み通りに働けなかったり、仕事をやめざるを得なくなったりする場合があります。働く意欲のある男女が、それぞれの能力を十分発揮し活躍するためには、仕事と家事、育児、介護等を無理なくこなせるような相互理解と男女の共同参画が必要とされています。

そのようなことから、職場、家庭、地域の間などのあらゆる機会において、私たち一人ひとりが主体となって、男女平等の意識づくりを進めるとともに、働く男女への社会的な支援が強く求められています。



基本施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- 2 職場における男女共同参画の促進
- 3 農林業、自営業における男女共同参画の促進

基本施策 1

政策・方針決定過程への女性の参画促進

社会的方針決定の場を含め、あらゆる分野に女性が共同参画することは、調和と均衡のとれた社会を築く原点です。

しかし、身近な地域活動等では、実際の活動は女性が担い、役職は男性が担うという事例が多く見られ、また、審議会等委員の女性の登用率も低い状態にあります。

町の人口の過半数を占める女性が、政策方針決定過程にほとんど関わっていないという現状ではとても男女平等の社会とは言い難く、魅力あるまちづくりを展開していくうえでも、女性の意見を町政に反映する必要があります。

そのためにも、町の審議会や委員会への女性の参画を積極的に推進し、登用方法や制度の見直しなどを進めるとともに人材の育成が急務であり、女性の能力を発揮できる条件整備が必要です。

◆施策の方向◆

- (1) 各種審議会委員等への女性の参画促進
- (2) 女性職員の職域拡大及び管理職への登用



雇用分野において、男女が均等な機会を有し、意欲と能力に応じた待遇を受けるためには、職場慣行における男女格差や性別役割分担意識の解消、女性の職業意識・能力の向上と積極的活用への取り組みが必要とされています。

また、少子高齢化社会においては、将来的に予測される労働力不足を背景に今後も女性への期待が高まる中で今後、女性が働くための支援と働き続けるための職場環境整備が必要です。

◆施策の方向◆

- (1) 男女平等意識の浸透
- (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント^(注4)防止の意識啓発の促進
- (4) 育児・介護休暇制度の充実

(注4) セクシュアル・ハラスメントとは

一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」をいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示なども含まれます。

基本施策 3

農林業、自営業における男女共同参画の促進

農林業や自営業は、家族を中心とした経営形態が多く、仕事と生活が密接につながっているため、労働時間が長く休日等も不規則になりがちであるといわれています。

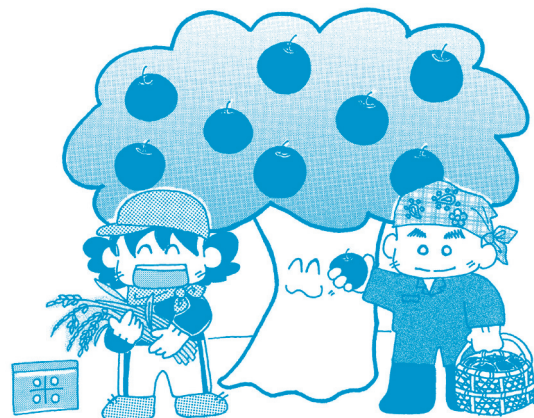
さらに、女性は家事・育児・介護等でも中心的な役割を果たしており、仕事・家庭の両面で過重な負担の状態にあります。

このようなことから、女性が無理なく仕事と家庭を両立できるよう、労働報酬や労働時間、経営上の役割分担、家事・育児等の分担を取り決める家族経営協定^(注5)の締結を進めていくこともひとつの方法と考えます。

また、生産組織や組合の委員・役員として方針を決定する場への女性の参画は依然として少ないと思われることから、男性の意識改革と共に、意思決定過程への女性の参画を積極的に進めていく必要があります。

◆施策の方向◆

- (1) 女性の労働条件の改善
- (2) 家族経営協定の締結促進



(注5) 家族経営協定とは

農業等の経営を担っている家族のみんなが話し合っ、経営の方針、労働報酬、休日・労働時間等について文書で取り決めることをいいます。

基本目標Ⅲ 健やかで安心して暮らせる生活づくり

男女が生涯を通じて健康で過ごすには、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、互いに思いやりをもって生きていくことが重要です。

女性に対する暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な問題であり、根絶に向け認識を深める啓発活動を行うとともに、相談窓口の充実や関係機関との連携による効果的な被害者支援など、早急に対応する必要があります。

とりわけ、女性は妊娠や出産というライフサイクルを通じて、男性と異なる健康上の問題に直面するため、正しい知識と情報を入手し、理解を深め、健康を享受できるような取り組みが必要です。

また、高齢者、障害者及び外国人についても、地域社会を構成する一員として、まちづくりなどへの社会参画の機会を拡大していく取り組みも必要です。



基本施策

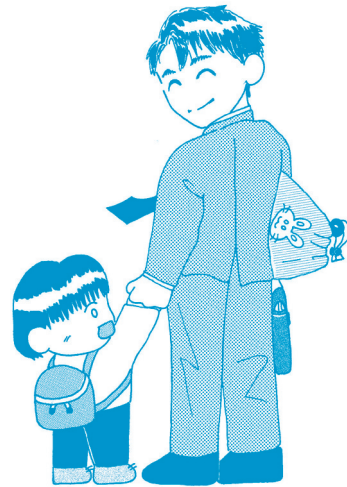
- 1 仕事と家庭の両立支援（ワークライフバランス）
- 2 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 4 生涯を通じた男女の健康支援
- 5 外国人女性への支援

基本施策 1

仕事と家庭の両立支援（ワークライフバランス）

人間性豊かな生活を実現するためには、家庭の責任を男女で共同分担し、職業生活との両立を図っていかねばなりません。

そのためには、保育・介護などの福祉施設サービスの充実を図るとともに、男性の家庭参画を進め、固定的な性別役割分担意識を変えていくことや、地域社会全体での子育て支援も必要です。



◆施策の方向◆

- (1) 育児・介護休暇制度の活用
- (2) ひとり親家庭の生活安定と自立の促進
- (3) 子育て支援対策の充実
- (4) 家庭生活における男女共同参画の促進

基本施策 2

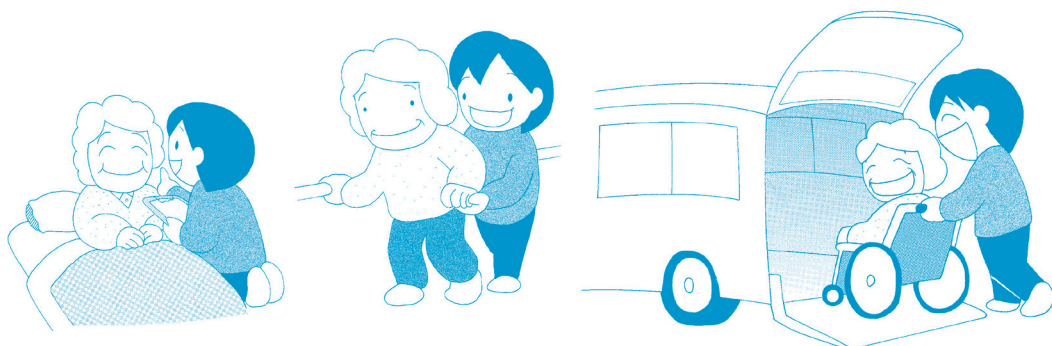
高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

高齢化が進む今日、介護の問題が家庭や地域において深刻なものとなってきており、平成12年に介護の負担を要介護者の家族に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が開始されました。これにより従来の介護は家族、特に「妻」や「嫁」が行うという考えに変化が出てきましたが、依然として「介護」が女性に大きな負担となっています。一部の家族や女性に介護の負担が集中しないように、高齢者や障害者のための支援体制や福祉サービスの整備充実が必要です。

また、高齢者が意欲や能力に応じた社会を支える重要な一員として、積極的に社会参画をしていくことが大切です。年齢や障害の有無にかかわらず、男女が健やかで安心して暮らせるような機会の提供と支援に努めます。

◆施策の方向◆

- (1) 高齢者等が安心して生活できる介護体制の整備
- (2) 高齢者等の社会参画の推進と雇用の整備



基本施策 3

女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する身体的・性的、あるいは心理的による暴力は、女性の人権を侵害するものであり、人間として許されるべきものではありません。

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント、性犯罪など広い意味での暴力を許さない社会の環境づくりが必要です。

また、情報社会の進展に伴い、メディアがもたらす情報が人々の意識に大きく影響を及ぼしています。役場や公的機関で発行、制作する刊行物や広報誌において、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」などの性別による固定的観念にとらわれない表現をすることが必要です。



◆施策の方向◆

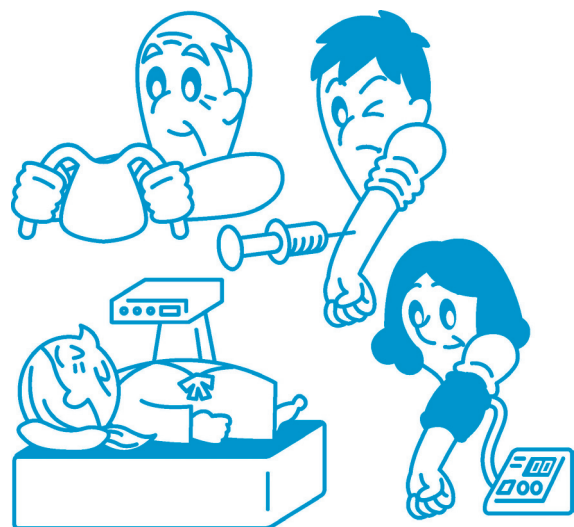
- (1) 女性に対する暴力のない社会環境づくり
- (2) 被害者の救済と支援づくり
- (3) 性差別につながらない表現の推進

心身ともに健全な子どもを育てるには、母親自身が自己の健康を保持し、増進していくことが大切であるとともに、妊娠・出産・育児に至る一貫した指導が必要となります。

また、病気に対する予防・相談や受診しやすい健康診査体制の充実、さらには心の健康づくりなど、すべての男女が心身の健康と性に関する正しい知識を持ち、自分の健康を維持していくための総合的な健康対策の推進が求められています。

◆施策の方向◆

- (1) 生涯を通じた健康づくり
- (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実



基本施策 5

外国人女性への支援

外国人女性が地域の人たちの協力を得ながら安心して生活し、子育てができるような相談体制や支援の充実を図ります。



◆施策の方向◆

- (1) 学習・交流の促進
- (2) 相談体制の充実

参 考 資 料

1	担当課事業概要……………	18
2	七戸町男女共同参画基本計画策定までのながれ	26
3	七戸町男女共同参画基本計画策定委員名簿……………	27
4	男女共同参画社会基本法……………	28
5	青森県男女共同参画推進条例……………	35

担当課事業概要

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

基本施策1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識改革

◆施策の方向◆

(1) 意識調査・実態調査の実施

事業の概要	関係担当課
施策の参考とするため男女共同参画に関する意識調査の実施(※)	企画財政課

(2) 固定的な性別役割分担の解消

(3) 意識改革のための啓発講座や講演会等の開催

事業の概要	関係担当課
広報誌等による啓発・情報提供の充実	企画財政課
男女共同参画に関する図書の整備・充実を図り町民に提供(※)	中央図書館 中央公民館
七戸町人権擁護委員と連携し人権・行政相談の開催や人権教室の開催	町民課
男女共同参画に関する講演会の開催	南公民館 企画財政課 生涯学習課 中央公民館

※印は実施予定事業

基本施策2 多様な選択を可能にする教育と学習の充実

◆施策の方向◆

(1) 家庭・地域・学校における教育と学習の促進

事業の概要	関係担当課
中学生は男女とも「赤ちゃんふれあい交流」に参加(家庭教育学級)	健康福祉課
男女共同参画職員研修会の開催	総務課
男女平等教育や学習の推進	学務課

(2) リーダー養成と女性のエンパワーメントの推進

(3) 企業や行政関係職員の研修機会の充実

基本施策3 国際社会の理解や地球環境問題への男女共同参画の推進

◆施策の方向◆

(1) 国際社会への理解と国際交流の推進

事業の概要	関係担当課
国際交流事業への支援	生涯学習課
異文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培うため町内小中学校に英語を母国語とする外国人の派遣	学務課
国際理解・生涯学習の観点から小学生を対象にした英会話教室の充実	南公民館 中央公民館

(2) 環境教育・環境保全活動の推進

事業の概要	関係担当課
地球環境問題に関する講座等の開催	南公民館
段ボール・紙類・冊子等のリサイクルの推進	社会生活課
中部上北清掃センターと連携しゴミのリサイクルの推進	

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

基本施策1 政策方針決定過程への女性の参画促進

◆施策の方向◆

(1) 各種審議会委員等への女性の参画促進

事業の概要	関係担当課
男女のバランスを考慮した委員の委嘱	全 課
委員会等への女性の参画状況調査を実施	企画財政課

(2) 女性職員の職域拡大及び管理職への登用

事業の概要	関係担当課
町政の様々な分野で活躍できる女性職員を育成し管理職等での能力発揮の機会を充実(※)	総 務 課

基本施策2 男女がいきいきと働くことができる環境づくり

◆施策の方向◆

(1) 職場における男女平等意識の浸透

事業の概要	関係担当課
雇用機会均等法における制度内容の周知(※)	商工観光課 総 務 課

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の推進

事業の概要	関係担当課
関係機関と連携し、雇用機会均等法の周知(※)	商工観光課
関係機関と連携し雇用情報等の収集と提供(※)	

(3) セクシュアル・ハラスメント防止の意識啓発の促進

事業の概要	関係担当課
関係機関が設置する相談窓口の活用など、セクシュアル・ハラスメントに関する情報提供(※)	商工観光課 総 務 課

※印は実施予定事業

(4) 育児・介護休暇制度の充実

基本施策3 農林業、自営業における男女共同参画の促進

◆施策の方向◆

(1) 女性の労働条件の改善

事業の概要	関係担当課
農業経営に関わる知識・技術についての学習機会や情報の提供	農 林 課

(2) 家族経営協定の締結促進

事業の概要	関係担当課
労働に対する適正な報酬の支払いや経営方針の決定に女性の参画を図るための普及及び締結促進	農業委員会

基本目標Ⅲ 健やかで安心して暮らせる生活づくり

基本施策1 仕事と家庭の両立支援（ワークライフバランス）

◆施策の方向◆

(1) 育児・介護休暇制度の充実

事業の概要	関係担当課
関係機関と連携し、育児・介護休業法に関するパンフレットの配布（※）	商工観光課 総務課

(2) ひとり親家庭の生活安定と自立の促進

事業の概要	関係担当課
ひとり親家庭の福祉に関する実態を把握し、福祉サービスに関する情報提供	社会生活課
ひとり親家庭等医療費助成事業	
母子寡婦福祉資金貸付	
児童扶養手当の支給	

(3) 子育て支援対策の充実

事業の概要	関係担当課
子育てに関する知識を深め、親と子並びに親同士の交流を深める活動の推進（子育て支援センターの充実）	社会生活課
保育サービスの充実→労働者が労働・疾病等により保育にかける乳幼児を保育するため、保育サービスの充実を支援	
保護者が労働等により放課後家庭にいない児童に対し、適正な遊び等を指導するため放課後学童保育事業の充実	
小学校就学前児童の医療費給付	全課
第2子以降の出生祝金…（第2子 50,000円） （第3子 100,000円）	
児童虐待に関する相談支援体制の充実	総務課
チャイルドシート購入費補助	
5歳児健康相談（※）	健康福祉課

(4) 家庭生活における男女共同参画の促進

事業の概要	関係担当課
男性の家事・育児への参画意識の啓発	健康福祉課
育児に関する講座パパ・ママスクールの開催を適切な助言や情報を提供	
男性の介護への参画意識の啓発	

※印は実施予定事業

基本施策2 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

◆施策の方向◆

(1) 高齢者等が安心して生活できる介護体制の整備

事業の概要	関係担当課
高齢者・障害者が安心して生活できる介護体制の整備、情報の提供	健康福祉課
包括支援センター機能の充実と、認知症高齢者の権利、虐待防止の早期発見、成年後見制度等の利用支援	
訪問指導や相談体制による保健・福祉サービスの支援	
介護相談員を配置し、施設入所・通所者の面談による相談指導による問題の改善	
高齢者が安心して生活できるための生活支援ハウス運営事業の推進	
身体・知的・精神障害者等への補装具の支給・日常生活用具等の給付による支援と社会参加の促進	
障害者が働くことを通じて社会参加や自己実現ができるよう関係機関との連携	
高齢者、障害者が安心して暮らすことができる生活環境の推進	
高齢者、障害のある人に配慮した地域ぐるみの防災、防犯対策の推進	

(2) 高齢者等の社会参画の推進と雇用の整備

事業の概要	関係担当課
高齢者の心身の健康と充実した生活のため学習活動や社会参加活動の促進（公民館講座・寿大学）	中央公民館 南公民館
福祉活動拠点の確立と民間福祉活動の整備拡充を図るため、町社会福祉協議会の運営の支援	健康福祉課
健康で働く意欲のある高齢者の経験と能力を生かした臨時的、短期的な就業の機会を拡充するため、シルバー人材センターの活動支援	
老人クラブ活動への支援	

基本施策3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

◆施策の方向◆

(1) 女性に対する暴力のない社会環境づくり

事業の概要	関係担当課
DV(ドメスティックバイオレンス)に関する意識の啓発	社会生活課
DV(ドメスティックバイオレンス)・児童虐待の窓口となり相談体制の充実 関係機関(福祉事務所・児童相談所)との連携	社会生活課 健康福祉課
DVに関する講演会等の開催	南公民館

(2) 被害者の救済と支援づくり

(3) 性差別につながらない表現の推進

事業の概要	関係担当課
情報提供するために作成する刊行物やチラシに男らしさ、女らしさを表すような固定的な表現の抑制	全 課

基本施策4 生涯を通じた男女の健康支援

◆施策の方向◆

(1) 生涯を通じた健康づくり

事業の概要	関係担当課
生活習慣予防のため、減塩等食生活の改善	健康福祉課
各種予防接種や健康診査を実施し、自らの健康は自ら守る意識の浸透	
壮年期の男性自殺率が高いことから、こころの健康づくり事業の一環として事業所に出前講座の充実	
誰でも気軽にできるウォーキングを取り入れ、健康・体力づくりの推進	
健康に関する講座を開催し、町民の健康意識の推進	南公民館 中央公民館

(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

事業の概要	関係担当課
母子の健康増進、未熟児の出生防止及び乳幼児死亡の減少を図るため、各種教室を開催するとともに父親の参加の促進	健康福祉課
国保妊産婦医療費十割給付	
妊産婦への訪問指導の充実	
妊婦健康診査事業（健診費用を一部公費負担）	
産婦健康診査（※）	

参考資料

基本施策5 外国人女性への支援

◆施策の方向◆

(1) 学習・交流の促進

事業の概要	関係担当課
外国人女性に対しての生活支援（日本語教室・識字学習）	全 課 南公民館 中央公民館

(2) 相談体制の充実

事業の概要	関係担当課
ゴミ問題・生活保護及び児童扶養手当の相談	社会生活課
母子健康手帳の交付（母国語）・育児相談	健康福祉課

※印は実施予定事業

七戸町男女共同参画基本計画策定までのながれ

時 期	内 容	備 考
4月9日	課長会議 計画策定について説明	
5月(3日間)	基本計画(案)ヒアリング 実施事業の確認	各関係課
6月30日	第1回庁内検討委員会を開催	各関係課
7月2日	第1回七戸町男女共同参画基本計画策定 委員会設置 ワークショップ① テーマ:「みんなで作ろう七戸町男女共同 参画基本計画」	策定委員10名を委嘱 アドバイザー 八戸大学教授 内海 隆氏
7月24日	第2回庁内検討委員会を開催	講師 八戸大学教授 内海 隆氏
8月19日	第2回七戸町男女共同参画基本計画策定 委員会を開催 ワークショップ②	アドバイザー 八戸大学教授 内海 隆氏
9月12日	第3回庁内検討委員会を開催	各関係課
10月15日	第3回七戸町男女共同参画基本計画策定 委員会を開催」 ワークショップ③ 素案に対する審議、意見	アドバイザー 八戸大学教授 内海 隆氏
11月10日	課長会議で報告	
11月17日	七戸町男女共同参画基本計画策定委員会か ら町長へ提出	委員長 船山 義郎氏
11月27日	第4回七戸町男女共同参画基本計画策定 委員会を開催 「七戸町男女共同参画基本計画策定基調 講演」 テーマ:今、なぜ男女共同参画社会なのか?	講師 岩手大学教育学部 准教授 新妻 二男氏
12月	印刷業者決定	
1月	印刷製本	
3月	計画書・概要版の配布	

七戸町男女共同参画基本計画策定委員名簿

	役 職 名	氏 名	団 体 名 等
1	会 長	船 山 義 郎	鷹山宇一記念美術館理事
2	副 会 長	松 本 洋 子	七戸町商工会女性部長
3	委 員	呷 清 悦	七戸町連合PTA 会長
4	委 員	和 田 武 志	農業後継者の会会員
5	委 員	坂 倉 前 子	社会教育委員
6	委 員	山 谷 真 紀	城南地域子育て支援センター保育士
7	委 員	中 岫 弘 毅	民生・児童委員
8	委 員	町 屋 秀 子	天間林村商工会女性部長
9	委 員	高 田 ト ヨ	七戸町連合婦人会副会長
10	委 員	田 中 清 一	七戸町商工会青年部長
	アドバイザー	内 海 隆	八戸大学教授

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
平成 11 年 6 月 23 日公布
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、

国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
（施策の策定等に当たっての配慮）
- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）
- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
（苦情の処理等）
- 第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
（調査研究）
- 第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
（国際的協調のための措置）
- 第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）
- 第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するた

め、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
（以下略）

青森県男女共同参画推進条例

青森県条例第 50 号
平成 13 年 7 月 4 日公布

私たちが目指す 21 世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、

個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女がお互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項

三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想されるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

七戸町男女共同参画基本計画
『心と心をつなぐ思いやりのある暮らし』

平成21年3月

発行 七戸町

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4
TEL 0176-68-2111(代) FAX 0176-68-2804
<http://www.town.shichinohe.aomori.jp/>

編集 七戸町 企画財政課

